

加入申込をいただく前に、従事者共済会のしくみ・掛金や退職共済金等について、特にご理解いただきたい内容を記載しています。退職共済金の支払いを受けられない場合等、加入者にとって不利益となる事項もありますので、あらかじめよくお読みいただき、納得の上で、加入申込書にご署名ください。ご不明な点等は、従事者共済会（TEL 03-5283-6898）または勤務先施設・団体の事務担当者にお問い合わせください。

＜従事者共済会の事業・運営＞

*従事者共済会は、社会福祉施設・団体で働く職員の福利増進を図ることを目的に、次の事業を行っています。

- 1) 退職共済金の給付
- 2) 資金の貸付
- 3) その他、加入者の福利厚生に関する事業

*従事者共済会の退職共済金は、施設・団体の退職金として給付されます。

*従事者共済会は、加入者（経営者および従事者）から代議員を選出し、「代議員会」を設けて運営しています。東京都社会福祉協議会が事務局を担い、事務局の運営費は、規程により掛金総額の1.3/46の範囲内と定められています。

- ◆契約者：東京都社会福祉協議会の会員である民間社会福祉施設、事業所または団体の経営者
- ◆加入者：契約者が経営する施設等に勤務する有給の経営者・常勤職員・非常勤職員
- ◆共済契約：契約者から退職金の給付に必要な資金の預託と給付の権限の委任を受けることを約する契約

＜入会金＞ 加入者一人につき 300 円（※初回掛金にあわせて納付）

＜標準給与月額と掛金月額＞

*「標準給与月額」は、掛金額や退職共済金の計算の基礎となるものです。加入者の給与月額（諸手当を除いた金額）を表1「標準給与月額等級及び掛金月額表」にあてはめます。

*毎月の掛金額は、「標準給与月額」×46/1000で算定され、契約者と加入者で折半して（23/1000ずつ）負担いただきます。加入者負担分は毎月の給与から控除され、契約者経由で従事者共済会に納付されます。

*「標準給与月額」および「掛金月額」の改定は、毎年1回（10月）行います。昇給等により給与月額に変動があった場合でも、10月の改定以外では変更することができません。

*育児や介護・病気による休職等の理由で、給与の支払いを受けられない場合は、「休職届」により、掛金の納付を一時中断することができます。但し、掛金を中断していた期間は、退職共済金を計算する掛金納付期間から除かれます。

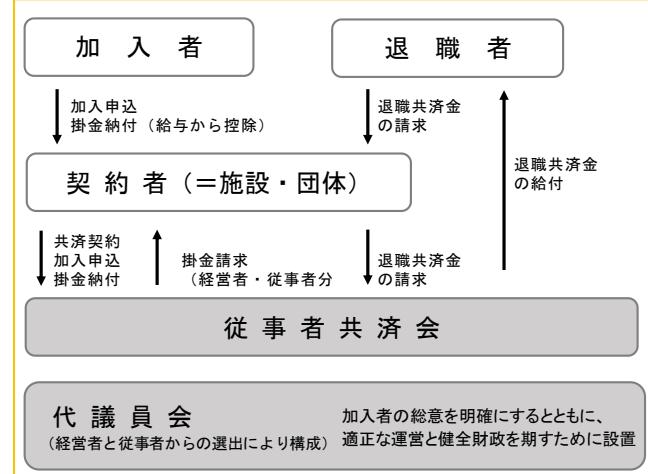
＜退職共済金の給付＞

*退職共済金は、掛金納付期間が12か月以上の加入者が退職（死亡退職含む）される場合に給付されます。

*掛金納付期間が12か月未満で退職される場合は、退職共済金の給付はなく、加入者負担分を含め掛金も返金されません。

*また、退職によらず従事者共済会の加入のみを解除する場合は「脱会」となり、退職共済金の額は、加入者掛金累計額のみの支払いとなります（支払いの対象は上記のとおり、掛金納付期間が12か月以上の加入者に限ります）。

*なお、常勤から非常勤職員等に雇用形態が切り替わった場合や、雇用条件の変更に伴い、施設・団体の退職金制度の対象から外れてしまう場合は、「退職」と同様に取り扱います。



- * 退職共済金の額が掛金相当額（加入者負担分と契約者負担分の掛金累計額）を上回るのは、掛金納付期間が4年目以降となります。
- * 退職共済金の受給にあたっては、「退会」手続きとは別に、「受給申請」の手続きが必要となります。退職共済金の請求権は、退会日から5年以内に行使しないと消滅します。
- * なお、転職される場合で、転職先でも従事者共済会の加入対象であり、加入期間の途切れなく掛金納付を継続できる場合には、継続加入が可能です。退職共済金を受給される前に、転出元・転入先の事務担当者にご相談ください。
- * (外国人従事者の方へ) 従事者共済会では海外送金は行いません。帰国前に退職共済金を受け取れるよう、退職予定が決まりましたら早めに事務担当者にご相談ください。

【退職共済金の計算】 退職共済金 = 全加入期間の平均標準給与月額 × 累積給付率

表1 標準給与月額等級及び掛金月額表

等級	本俸月額	標準給与月額	掛金月額	契約者掛金	加入者掛金
			46/1000	23/1000	23/1000
1	円以上	円未満	円	円	円
2	58,000	56,000	2,576	1,288	1,288
3	58,000	62,000	2,760	1,380	1,380
4	62,000	66,000	2,944	1,472	1,472
5	66,000	70,000	3,128	1,564	1,564
6	70,000	74,000	3,312	1,656	1,656
7	74,000	78,000	3,496	1,748	1,748
8	78,000	83,000	3,680	1,840	1,840
9	83,000	89,000	3,956	1,978	1,978
10	89,000	95,000	4,232	2,116	2,116
11	95,000	101,000	4,508	2,254	2,254
12	101,000	107,000	4,784	2,392	2,392
13	107,000	114,000	5,060	2,530	2,530
14	114,000	122,000	5,428	2,714	2,714
15	122,000	130,000	5,796	2,898	2,898
16	130,000	138,000	6,164	3,082	3,082
17	138,000	146,000	6,532	3,266	3,266
18	146,000	155,000	6,900	3,450	3,450
19	155,000	165,000	7,360	3,680	3,680
20	165,000	175,000	7,820	3,910	3,910
21	175,000	185,000	8,280	4,140	4,140
22	185,000	195,000	8,740	4,370	4,370
23	195,000	210,000	9,200	4,600	4,600
24	210,000	230,000	10,120	5,060	5,060
25	230,000	250,000	11,040	5,520	5,520
26	250,000	270,000	11,960	5,980	5,980
27	270,000	290,000	12,880	6,440	6,440
	290,000	300,000	13,800	6,900	6,900

表2 退職共済金給付率表（抜粋）

加入期間	給付率
年	
1	0.4760
2	0.9742
3	1.5264
4	2.2080
5	2.7774
6	3.3504
7	3.9272
8	4.5077
9	5.0920
10	5.6799
11	6.2715
12	6.8667
13	7.4657
14	8.0684
15	8.6750
16	9.2854
17	9.8996
18	10.5177
19	11.1395
20	11.7653
21	12.3952
22	13.0292
23	13.6673
24	14.3096
25	14.9561

※以降、ここでは省略しますが、加入期間に応じた給付率が設けられています。

＜資金の貸付＞

- * 掛金納付期間が12か月以上の加入者は、貸付申込時点で退職した場合に給付される退職共済金の額に応じて、最大300万円までの貸付を受けることができます。使途が貸付対象となるか等、事前にご相談ください。
- * 返還金は、毎月の給与から控除され、施設等を通じて従事者共済会に納付いただきます。貸付中に退職される場合は、貸付残額を退職共済金から控除して清算します。

＜資産の運用・管理＞

- * 資金管理細則に基づき、お預かりした掛金を安全第一に管理・運用しますが、経済動向等による制度の見直しにより、将来の掛金額や給付率が変更される場合があります。

＜従事者共済会の解散＞

- * やむを得ない事情により従事者共済会を解散する場合は、代議員会の同意を得て、東京都社会福祉協議会の理事会および評議員会の議を得る必要があります。残余財産は、その額に応じて加入者に対し配分されます。

東京都社会福祉協議会のホームページに、従事者共済会に関する各種規程や「従事者共済会のあらまし」等の資料を掲載していますので、ご一読ください。なお、規程は必要に応じて変更されることがあります。変更の場合は、変更内容と効力発生日もあわせてホームページに掲載し、周知いたします。